

平成29年度 吉岡町社会福祉協議会事業計画

◆基本理念 「支えあい 地域つながる 町づくり」

～笑顔あふれる助けあいのまち～

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、全ての人が自分の暮らす地域に関心を持ち、住民相互の交流を深め、心を通い合わせることで、「地域で支える」「安心して暮らせる」「いきいきと暮らせる」仕組みづくりにつながります。

《基本方針》

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけではなく、地域で互いに助け合うことが必要となっています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域住民・関係団体・行政・社会福祉協議会などが、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を地域全体で推進していく地域づくり」が大変重要と考えます。

本年度、社会福祉法の改正により法人制度改革が施行となります。高い公益性が求められる社会福祉法人として、組織のガバナンス強化や透明性の向上をすすめるとともに、地域福祉を推進する「協議体」としての特性を発揮して、社会福祉法人・福祉施設との協働による公益的な取り組みを推進することが重要と考えております。

◆協議会運営

吉岡町の平成28年度の高齢化率は21.2%（対前年0.6ポイントの増）、障害者手帳交付者884人（対前年61人増）、ひとり暮らし高齢者（65歳以上6・1調査）412人（対前年37人増）となっており、着実に増加傾向が続いております。また、高齢者の認知症を患っている患者数は把握出来ておりませんが厚労省の推計では65歳以上の有病率は6人に1人とされていることから742人位と推測されます。

こうした現状を踏まえて、吉岡町を終の棲家として安心して生活できる福祉の町づくりを推進し、町内に埋もれている社会資源の掘り出しを図り協働した福祉活動に努めてまいります。

主な取り組みとして、児童福祉では第三学童クラブの経営を軌道に乗せると共に保護者との連携を強化したい。高齢者福祉では、介護保険事業では介護予防・日常生活支援総合事業を社協を挙げて推進しながら、認知症施策推進事業（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員）、生活支援体制整備事業（コーディネーターの配置、協議体の設置）についても重点施策として、行政との連携により一日も早い構築を進めたいと考えております。

なお、主要事業の個別の基本目標・施策は以下のとおりです。

◆基本目標・施策

事業名	主要事業の推進計画
地域福祉活動事業	<p>・福祉ネットワーク推進事業</p> <p>地域福祉活動計画での子どもから高齢者まで、全ての世代の町民によるふれあい・支えあい・見守りが行われる地域福祉を推進していくために、各地域の福祉ネットワーク事業の強化を図る。また、地域住民の意識の醸成も兼ね共同基金を活用した避難訓練等の実施を後方支援し、災害時の要援護者支援の充実を図る。</p> <p>本年度から計画を進める生活支援体制整備事業では、地域の社会資源の充実が重要なため、それぞれの事業を連携して地域福祉を推進していく。</p>
	<p>・要援護者支援システムの構築</p> <p>東日本大震災から丸6年が経過し、地域の要援護者が万一の災害の発生から孤立を防止するシステム作りを図り、この活用により地域を巻き込んだ支援体制の構築を目指す。併せて認知症の方々の支援体制も構築する。</p>
	<p>・社会を明るくする大会</p> <p>町民や青少年の犯罪防止や誤って罪を犯した人たちの更生について考えるきっかけとなるような機会や広報活動を更生保護女性会や保護司の協力のもと実施していきたい。</p>
	<p>・いこいの家八幡（老人福祉センター）開放事業</p> <p>老人福祉センターを開放し、施設や社協の業務のPRを図りながら地域住民の参加できる事業を通じて、コミュニケーションづくりの場としたい。</p>
	<p>・日常生活自立支援事業</p> <p>認知症や知的・精神障がいのある人が、自分らしく生きがいをもった生活が自宅で送れるような金銭管理支援や生活相談しやすい場所となるような雰囲気をつくる。</p>
	<p>・ふれあい いきいきサロン事業</p> <p>現在26箇所の高齢者サロンと2箇所の子育てサロンが活動している。今年度構築予定の生活支援体制整備事業の重要な位置づけにある社会資源を町内全域に普及させるとともに、継続活動が出来るように職員の出前講座や外出支援など後方支援を図り、町のサロン事業の活性化を図りたい。</p>

<p>地域福祉活動事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・者交流事業 <p>3障がいである身体・知的・精神障がい児・者とその家族を対象に、老人福祉センターを開放した事業等を実施し、交流や仲間づくりサークルにつながるよう、更には地域とのつながりを持てるような事業を計画したい。また、その機会を利用し、情報提供や相談窓口としての機能も果たしたい。</p> ・ボランティアセンター活動事業 <p>町の福祉を支える社協ボランティア（給食、配食、移送、傾聴）やこれからボランティアを始めたいという方々に、町で必要とされる講座や研修等の開催、交流の場を設け情報交換を行うと共に、社協ボランティアのパンフレット作成やボランティアポイント制度の充実、そして、ボランティアへの情報提供の効率化をとおし、ボランティアの周知や育成、増員を図りたい。また、社協ボランティアセンターの在り方の研究を引き続き継続するとともに、町内全域にボランティアの設置を目指したい。</p> ・福祉機器備品・福祉車両貸出事業 <p>高齢者及び障がい者等の通院や買い物など日常生活の利便性を図ると共に、行事やレクリエーション等への積極的な外出の機会を増やせるように努めたい。また、貸出しを通して住民同士の交流が深まり地域活動の活性化を図りたい。</p>
<p>共同募金運動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の赤い羽根募金と吉岡町支会への配分申請をもとに、平成29年度の地域配分基準を公平かつ適正に制定し吉岡町で集められた募金が町内福祉団体に活用されるように努めたい。また、年々募金への協力世帯が前年を下回る納入率となっている。福祉事業を進めていく上で貴重な財源となるので、今後も募金運動のPRを図っていく。
<p>共同募金事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金で寄せられた浄財を活用し次の事業に取り組みたい <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般募金配分金 <ul style="list-style-type: none"> ・新入学児童置き傘贈呈事業 ○ 歳末募金配分金 <ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス事業 ・ふれあいいきいきサロン推進事業 ・歳末ささえ愛事業及び新年安否確認事業 ・無料法律相談事業 ・家族介護者交流事業 ・情報提供（社協だより発行） ・避難訓練事業 ・学童クラブ図書事業

<p>受 託 事 業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人暮らし保養事業 参加者が親睦を深め、共に支え合って地域で生活できるような楽しい交流の場を提供し、また、その機会を利用し、情報提供や相談窓口となる事業を計画したい。 ・ 敬老福祉大会 「敬老の日」の祝日に町文化センターを借り上げて実施したい。長寿を祝し顕彰を行なうとともに楽しい余興を立案し長年の労に報いる一日となるような大会を計画したい。 ・ 障がい者のつどい事業 障がいのある人もない人もが一緒になって音楽を通じて交流を図ることを目的に町文化センターで実施したい。 また、五感を通じて楽しさを感じ、当事者同士の交流や仲間づくり、更には地域とのつながりを持てるような事業を計画したい。 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業は、65歳以上の方及びその支援の方を対象に、介護状態にならないように、また介護状態になった場合でもそれ以上に悪化させないための、事業を実施する。 ○介護予防普及・啓発事業を推進するためにあらゆる広報媒体を活用した広報活動を推進すると共に、老人福祉センターを開放した各種普及教室を実施していく。 ○地域介護予防活動支援事業では、地域内で活動する自主活動の実態調査や連携強化に努めたい。 ・ 包括的支援事業 生活支援体制整備事業構築のため、コーディネーターの配置や協議体の設置に関係機関との連携強化を図り事業構築を目指したい。 ・ 意思疎通支援事業（手話奉仕員養成講座入門課程） 聴覚障がい者の社会参加促進に必要とされる手話を通じて、聴覚障がい者の基礎知識、生活について学ぶとともに初歩会話の手話技術を取得した手話奉仕員を養成する。
<p>生活福祉資金貸付事業</p>	<p>自治体、県社協との連携はもとより、福祉事務所、ハローワーク等関係機関、民生委員との連携をより強め、貸付を必要とする方の経済的自立、生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図る相談支援を行なう。必要な際は、生活困窮者自立相談支援事業につなげていく。また、償還金滞納者に対する償還指導も適宜行なう。</p>

介護保険事業	<p>・訪問介護事業</p> <p>利用者に満足していただけるサービスを提供するために、ヘルパーの質の向上に努めるため、各種研修会に参加を促すと共に、ケース会議を通じてヘルパーが共通のサービスが提供できるように努めます。また、地域に根差した地域の方に必要とされる、訪問介護事業に努めて行きます</p> <p>・介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るようお手伝いいたします。</p>
老人福祉センター事業 (いこいの家八幡)	<p>高齢者の健康増進や生きがい作り、仲間づくりの場として利用して頂けるように、年間を通して教養講座や健康体操、季節に合わせた行事等を実施する。教養講座や健康体操等の活動に協力いただけるボランティアを募集したい。また、愛称(いこいの家 八幡)を広く周知し多くの集客につなげていくとともに、若い世代(60歳代)の集客にも力を入れていきたい。</p> <p>老人福祉センターだよりを発行し、情報提供を行っていく。</p>
学童クラブ事業	<p>学童クラブの対象児童を小学6年生までに拡大し、6か所の指定管理を行う。子ども子育て支援新制度を遵守した経営を行っていききたい。</p> <p>放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定に努め、保護者が安心して子育てができる環境を整えていく。</p> <p>また、家庭と学校との連携を図りつつ、保護者の意見が反映されるような運営に努めます。</p>
善意銀行貸付事業	<p>緊急的に資金の貸出が必要な方へ、生活再建計画が整い次第貸付を行いたい。地域住民の善意の預託を受けて行なう事業であり、住民の理解が得られるよう実施していききたい。</p> <p>貸出金の償還金が返済計画どおりに進まず多額の滞納額が累積している。督促状の催促や保証人への連絡、貸出人との面談を行い生活相談を行いながら収納率の向上を図りたい。</p>
公益事業	<p>・生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>県社協や福祉事務所、ハローワーク、民生委員等様々な関係機関と連携し、生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認し、支援を行っていききたい。プランに基づく様々な支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、生活困窮者の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。</p> <p>また、生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機</p>

関・関係者のネットワークを構築していきたい。

・地域包括支援センター

1 認知症高齢者や一人暮らし高齢者、高齢者世帯が増加するなか、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる体制を作る。

(ア) 地域包括支援センターのパンフレットやポスター、ホームページを活用し、地域住民を始め地域の医療機関・介護保険事業所・保健機関・各種団体に包括支援センターの周知活動を行う。

(イ) 行政職員・介護保険事業所・医療関係者・民生委員等を構成員とし、「地域ケア会議」を開催し、個別ケースの支援の充実と地域課題の把握に努める。

(ウ) 精神疾患のある高齢者や若年認知症の方や家族を支援するために、保健センターと連携する。

(エ) 認知症の方への見守り体制・居場所づくりをめざし、認知症サポーターが地域で、活躍できるよう支援を行う。

(オ) 渋川地区在宅医療介護連携支援センターと協力し、地域の医療と介護の連携に努め、地域包括ケアシステムを構築していく。

2 地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)支援機能の充実を図る。

(ア) 介護支援専門員の資質向上や継続的なケアマネジメントが出来るように、事例検討会や研修会を開催する。

(イ) 介護支援専門員が、利用者に援助を展開している際に援助の困難さを感じている場合等において、地域包括支援センターがサポートの役割を担い、利用者が地域でその人らしい生活を維持できるよう関係者からの相談や必要に応じて地域ケア会議を開催する。

(ウ) 介護支援専門員が地域の医療機関又は、関係する機関との連携に困難を感じている場合、医療ソーシャルワーカー又は、関係者との情報を迅速に共有し問題の早期解決に努める。

3 高齢者ができる限り自立した生活が送れるよう、個別の状態に合わせ早期対応し介護予防に努め、心身の状況、環境に応じて、フォーマルやインフォーマルな社会資源を活用出来るよう支援を行う。

(ア) 新しい総合事業の開始に伴い、行政や関係機関等と協力し社会資源を構築し、高齢者が自分にあった介護予防を選択し継続して地域で生活していけるよう支援していく。

(イ) 相談者、老人福祉センターの利用者、地域の訪問活動など様々な把握方法を確保し、予防が必要な方や地域の活動に参加していない方など、一人ひとりの介護予防啓発に努める。

(ウ) 高齢者の権利を守るため、成年後見制度の周知・高齢者虐待の予防や消費者被害の防止の観点での対応を行う。

	(エ) 認知症初期集中支援チームとして、サービスや受診にながらず対応が困難な認知症の方に対し早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を行う。
--	--